

フローティングドック規則

フローティングドック規則

2020年 第1回 一部改正

2020年6月30日 規則 第42号

2020年1月22日 技術委員会 審議

2020年6月11日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2020年6月30日 規則 第42号
フローティングドック規則の一部を改正する規則

「フローティングドック規則」の一部を次のように改正する。

2章 船級検査

2.3 定期的検査，臨時検査及び不定期検査

2.3.5 を次のように改める。

2.3.5 不定期検査

不定期検査は，登録を受けた船舶が，~~規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守，運航が行われていることに疑いがある場合であって~~船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり，かつ，本会が検査により船舶の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。検査においては，おのおの場合に応じ，必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。

附 則

1. この規則は，2020年6月30日から施行する。